

2020 製化管第3号
環地温発第2001165号
令和2年1月16日

各都道府県

フロン排出抑制法所管部局長 殿

経済産業省製造産業局化学物質管理課長
(公印省略)

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課長
(公印省略)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る行政処分の指針について

フロン類の排出抑制についてかねてから御尽力いただいているところであるが、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第25号）等が令和2年4月1日から施行されることを踏まえ、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）に係る行政処分の指針を取りまとめたので、通知する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1. 総論

1. 行政処分の迅速化

違反行為を把握した場合には、第一種特定製品に充填されているフロン類の大気中への放出の防止及び第一種特定製品の適正な処理を確保するため速やかに行政処分を行うこと。

特に、第一種特定製品に充填されているフロン類が適正に回収されていない場合には、フロン類が大気中に放出され地球環境保全上大きな影響があるおそれがあることに加え、第一種特定製品が適正に処理されない場合には生活環境の保全上の支障が生ずるおそれも高いことから、速やかに関係者等を確知し、適正に対処されたい。

この場合、フロン類の不法放出、フロン類の引渡義務違反又は第一種特定製品の引取り等禁止違反として告発を行うほか、違法行為者が命令に従わない場合には命令違反として積極的に告発を行うこと。また、捜査機関や関係行政機関とも連携の上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）その他の関係法令の違反も含めて適切に対処するよう努められたい。

2. 行政指導

行政指導には、(i) 法に特段の定めのない任意の行政指導、(ii) 法に定めがある行政指導（法第 17 条、法第 18 条第 1 項、第 48 条及び第 49 条第 1 項から第 7 項までに基づく指導、助言及び勧告）があるが、法に定めのある行政指導が可能なものについては、任意の行政指導ではなく、法に定めのある行政指導として行うこと。

また、法に基づく命令（法第 18 条第 3 項及び第 49 条第 8 項）については、命令に従わない場合は罰則の対象となることから、行政処分に該当すること（2-3. 参照）。

これら (i) 及び (ii) の行政指導は、迅速かつ柔軟な対応が可能という意味で効果的であるが、相手方がこれに従わないことをもって法的効果を生ずることはなく、行政処分とは異なるものである。このような場合に更に行政指導を継続し、法的効果を有する行政処分を行わない結果、違反行為が継続し、環境の保全上の支障の拡大を招くといった事態は回避されなければならないところであり、緊急の場合及び必要な場合には躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処すること。

この場合において、犯罪行為に該当する場合には捜査機関とも十分連携を図ること。

3. 刑事処分との関係

行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主な目的とするものであって、過去の行為を評価する刑事処分とはその目的が異なるものである。したがって、違反行為が客観的に明らかである場合に、公訴が提起されていることを理由に行政処分を留保することは不相当であること。

むしろ、違反行為に対して公訴が提起されているにもかかわらず、指導、監督を行うべき行政が何ら処分を行わないとすることは、法の趣旨に反し、環境行政に対する国民の不信を招きかねないものであることから、違反行為の事実を把握した場合には、刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

4. 事実認定

行政処分を行うためには、違反行為の事実が客観的に認定されれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思などの詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないこと。なお、事実認定を行う上では、法に基づく立入検査や報告徴収、関係機関との連携を積極的に活用し、事実関係を把握すること。

第 2-1. 第一種特定製品の管理者への指導、助言、勧告、公表及び命令（法第 17 条及び第 18 条）

1. 要件

指導、助言、勧告及び命令の対象となる要件には、以下が含まれるものであること。ただし、天災、事故など不可抗力に起因するやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

①第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため必要があると認めるとき（法第 17 条）

（例）第一種特定製品について定められた頻度で点検を行っていない、点検及び整備に関する記録（以下「点検記録簿」という。）を備え付けず、又は保存していない場合。

②主務省令で定める要件に該当する管理者について、法第 16 条第 1 項に規定する管理者の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとき（法第 18 条第 1 項）

勧告、公表及び命令の対象となる管理者の要件は、圧縮機を駆動する電動機又は内燃機関の定格出力が 7.5kW 以上の第一種特定製品を 1 台以上使用等していることであること（施行規則第 2 条）。

（例）「管理者の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分である」こととは、例えば、正当な理由なくおよそ点検又は整備を行うことが不可能な場所に第一種特定製品が設置されている、定期点検を長期にわたって実施していない、点検記録簿を一切備え付けていない、過去に行われた指導に反して必要な措置を講じていないなど、判断の基準となるべき事項に定められた措置を明らかに実施していない場合。

2. 内容

（1）指導及び助言

ここでいう「指導」とは、法に規定のない任意の行政指導ではなく、法第 17 条に基づく指導であること。また、「第 1－2. 行政指導について」の趣旨に鑑み、任意の行政指導を行ってから法に基づく指導をするのではなく、原則として最初から法第 17 条に基づく指導を行うこと。

したがって、口頭や任意の文書ではなく、「法第 17 条の規定に基づき指導する」旨を明記した公文書をもって行い、是正すべき内容及びその是正内容に応じた是正までの期限を記載すること。特に施行規則第 2 条定める要件に該当する管理者について、正当な理由なく指導に従わない場合は、それを放置することにより判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認められることから、勧告の手続きを執ること。

（2）勧告

勧告とは、主務省令で定める要件に該当する管理者について、法第 16 条第 1 項に規定する管理者の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときに、是正の必要性又は緊急性にかんがみ発動するものであること。

勧告は、「法第 18 条第 1 項の規定に基づき勧告する」旨を明記した公文書をもって行い、是正すべき内容、その是正内容に応じた是正までの期限及びその期限までには是正措置が執られない場合にはその旨を公表する旨を記載すること。正当な理由なく管理者が勧告に従わない場合は、公表の手続きを執ること。

(3) 公表

勧告において定めた期限を徒過した後にも勧告された是正措置が執られていない場合には、直ちにその旨を公表すること。

また、公表に当たっては、公表内容とともに、公表後一定期間を経ても是正措置が執られない場合には、命令の手続きをとることを勧告の対象となった管理者に通知すること。

一定期間を経ても是正措置が執られない場合には、命令の手続きを執ること。

(4) 命令

「命令」は、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合に発動するものであること。命令は、「法第 18 条第 3 項の規定に基づき命令する」旨を明記した公文書をもって行い、勧告に係る措置の内容及びその内容に応じた是正までの期限を記載すること。

正当な理由なく管理者が命令に従わない場合は、法第 104 条第 1 号の罰則の対象となるため告発を行うこと。

(5) 期限

指導、助言、勧告及び命令の期限は、具体的に日をもって指定すること。なお、期限までに第一種特定製品の使用等の方法の変更その他必要な措置を講ずるため、明らかにこれに着手しなければならない日を着手の期限として定めることも差し支えないこと。

第 2 - 2. 第一種特定製品廃棄等実施者への指導、助言、勧告及び命令（法第 48 条及び第 49 条）

1. 要件

指導、助言、勧告及び命令の対象となる要件には、以下が含まれるものであること。ただし、天災、事故など不可抗力に起因するやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

①法第 41 条の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要と認めるとき（法第 48 条）

(例) 第一種特定製品の廃棄等が予定される行為（設備更新、店舗閉鎖、建築物の解体等）をしようとしているにもかかわらずフロン類の引渡しに必要な行為（第一種特定製品の有無の確認、建築物等の解体工事について特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無の確認への協力、フロン類の回収の依頼やその委託等）をしていない場合。

②正当な理由なくフロン類の引渡しをしないとき（法第 49 条第 7 項）

(例) 第 48 条に規定する指導を受けた後になお引渡しに必要な行為をしない場合のほか、過去にも他の規定に基づく指導等を受けたにもかかわらず是正措置が執られていない場合や直ちに措置を講じなければフロン類が大気中に放出されるおれがあるなど

緊急性がある場合。

③法第 43 条の規定を遵守していないと認めるとき（法第 49 条第 3 項）

（例）回収依頼書又は委託確認書の交付が遅れている場合、回収依頼書又は委託確認書の記載事項の確認が十分でない場合や保存方法が適正でなく散逸のおそれがある場合。

④法第 45 条第 3 項又は第 4 項の規定を遵守していないと認めるとき（法第 49 条第 4 項）

（例）引取証明書の保存方法が適正でなく散逸のおそれがある場合や引取証明書が交付又は送付されていないにもかかわらず何らの措置も講じていない場合。

⑤法第 45 条の 2 の規定を遵守していないと認めるとき（法第 49 条第 5 項）

（例）引取証明書の写しの交付が遅れている場合、引取証明書の写しの交付事務の委託やその状況確認等の措置が十分でない場合。

2. 内容

（1）指導及び助言

ここでいう「指導」とは、法に規定のない任意の行政指導ではなく、法第 48 条に基づく指導であること。また、「第 1－2. 行政指導について」の趣旨にかんがみ、任意の行政指導を行ってから法に基づく指導をするのではなく、原則として最初から法第 48 条に基づく指導を行うこと。

（2）勧告

「勧告」とは、正当な理由なくフロン類の引渡しを行わない場合に、是正の必要性又は緊急性にかんがみ発動するものであること。

したがって、勧告の発動は、法第 48 条に基づく指導及び助言を行ったにもかかわらず当該指導及び助言に従わない場合のほか、緊急性のある場合は指導及び助言を経ずに直ちに発動すべきであること。

また、回収依頼書、委託確認書、引取証明書等の違反については、フロン類の引渡しを適正に行うための措置が明らかに欠如しており、不適正な取扱いがなされているおそれが高いことから、指導及び助言を経ることなく直ちに勧告を行うこと。

勧告は、「法第 49 条第 3 項（、第 4 項、第 5 項又は第 7 項）の規定に基づき勧告する」旨を明記した公文書をもって行い、是正すべき内容及びその是正内容に応じた是正までの期限を記載すること。正当な理由なく廃棄等実施者が勧告に従わない場合は、命令の手続きを執ること。

（3）命令

「命令」は、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合に発動するものであること。命令は、「法第 49 条第 8 項の規定に基づき命令する」旨を明記した公文書をもって行い、勧告に係る措置の内容及びその内容に応じた是正までの期限を記載すること。

正当な理由なく廃棄等実施者が命令に従わない場合は、法第 104 条第 1 号の罰則の対象となるため告発を行うこと。

(4) 期限

指導、助言、勧告及び命令の期限は、具体的に日をもって指定すること。なお、第一種特定製品の廃棄等に係るフロン類の引渡しについては、第一種特定製品が廃棄等されフロン類が大気中に放出された後においては、具体的な期限をもって勧告又は命令を行うことは不可能であるものの、都道府県内に多数の事業所及び第一種特定製品を所有し、反復継続的に第一種特定製品の廃棄等を行っていると思わせる場合には、具体的な日をもって指定すること。

第 3. 第一種特定製品整備者への指導、助言、勧告及び命令（法第 48 条及び第 49 条）

1. 要件

指導、助言、勧告及び命令の対象となる要件には、以下が含まれるものであること。ただし、天災、事故など不可抗力に起因するやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

①法第 37 条第 1 項本文の規定によるフロン類の充填の委託、法第 39 条第 1 項本文の規定によるフロン類の回収の委託又は法第 39 条第 4 項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるとき（法第 48 条）

(例) 第一種特定製品の整備に当たってフロン類の充填又は回収の必要がある可能性があるにもかかわらず第一種フロン類充填回収業者にフロン類の充填又は回収の委託を行わない場合や回収したフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さず他の第一種特定製品に充填する目的で自らが所有・保管する場合。

②正当な理由なくフロン類の充填の委託、フロン類の回収の委託又はフロン類の引渡しをしないとき（法第 49 条第 7 項）

(例) 第 48 条に規定する指導を受けた後になお必要な行為をしない場合のほか、過去にも他の規定に基づく指導等を受けたにもかかわらず是正措置が執られていない場合や直ちに措置を講じなければフロン類が大気中に放出されるおれがあるなど緊急性がある場合。

③法第 37 条第 2 項又は第 39 条第 2 項の規定を遵守していないと認めるとき（法第 49 条第 1 項）

(例) 整備の発注をした第一種特定製品の管理者の情報を第一種フロン類充填回収業者に通知しない場合。

2. 内容

(1) 指導及び助言

ここでいう「指導」とは、法に規定のない任意の行政指導ではなく、法第 48 条に基づく指導であること。また、「第 1 - 2. 行政指導について」の趣旨にかんがみ、任意の行政指導を行ってから法に基づく指導をするのではなく、原則として最初から法第 48 条に基づく指導を行うこと。

(2) 勧告

「勧告」とは、正当な理由なくフロン類の引渡しを行わない場合や整備の発注をした管理者の情報を通知しない場合に、是正の必要性又は緊急性にかんがみ発動するものであること。

したがって、勧告の発動は、法第 48 条に基づく指導及び助言を行ったにもかかわらず当該指導及び助言に従わない場合のほか、緊急性のある場合は指導及び助言を経ずに直ちに発動すべきであること。

勧告は、「法第 49 条第 1 項の規定に基づき勧告する」旨を明記した公文書をもって行い、是正すべき内容及びその是正内容に応じた是正までの期限を記載すること。正当な理由なく第一種特定製品整備者が勧告に従わない場合は、命令の手続きを執ること。

(3) 命令

「命令」は、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合に発動するものであること。命令は、「法第 49 条第 8 項の規定に基づき命令する」旨を明記した公文書をもって行い、勧告に係る措置の内容及びその内容に応じた是正までの期限を記載すること。

正当な理由なく第一種特定製品整備者が命令に従わない場合は、法第 104 条第 1 号の罰則の対象となるため告発を行うこと。

(4) 期限

指導、助言、勧告及び命令の期限は、具体的に日をもって指定すること。なお、期限までに第一種特定製品から回収されたフロン類の引渡しその他必要な措置を講ずるため、明らかにこれに着手しなければならない日を着手の期限として定めることも差し支えないこと。

第 4. 第一種フロン類引渡受託者及び特定解体工事元請業者への指導、助言、勧告及び命令（法第 48 条及び第 49 条）

1. 要件

- ①特定解体工事元請業者について、法第 42 条第 1 項の規定による確認及び説明の実施を確保するため必要があると認めるとき（法第 48 条）

（例）解体工事の対象となる建築物等に第一種特定製品が設置されているかの確認をしていない場合、その確認結果を当該解体工事の発注者に説明していない場合、その

確認結果について書面を交付せずに説明を行った場合や確認結果について虚偽の内容を説明している場合。

なお、発注者の協力内容の如何にかかわらず第一種特定製品からのフロン類の大气中への不法放出を防止するため特定解体工事元請業者には高度の注意義務があることに留意すること。また、確認及び説明に係る書面が保存されていない場合には、確認及び説明をしていないとみなして差し支えない。

②第一種フロン類引渡受託者について、法第 43 条の規定を遵守していないと認めるとき（法第 49 条第 3 項）

（例）委託確認書の回付が遅延している場合や回付を行わない場合、廃棄等実施者の承諾を得ずに引渡しの再委託をしている場合や委託確認書の写し及び再委託に係る承諾書の保存方法が適切でなく散逸のおそれがある場合。

③第一種フロン類引渡受託者について、法第 45 条第 5 項の規定を遵守していないと認めるとき（法第 49 条第 4 項）

（例）引取証明書の写しの保存方法が適正でなく散逸のおそれがある場合。

2. 内容

第 3 の 2 に準じて行われたいこと。

第 5. 第一種フロン類充填回収業者等への指導、助言、勧告及び命令並びに登録の取消し等（法第 35 条、第 48 条及び第 49 条）

1. 指導、助言、勧告及び命令

（1）要件

指導、助言、勧告及び命令の対象となる要件には、以下が含まれるものであること。ただし、天災、事故など不可抗力に起因するやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

①法第 39 条第 5 項又は法第 44 条第 1 項の規定によるフロン類の引取りの実施を確保するため必要があると認めるとき（法第 48 条）

（例）回収したフロン類を引き取らずに整備者や管理者（廃棄等実施者を含む。）に融通する場合や離島等において他に実施可能な充填回収業者がないにもかかわらず価格交渉の目的で引取りの契約を結ばない場合。

②法第 46 条第 1 項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するために必要があると認めるとき（法第 48 条）

（例）回収したフロン類の引渡しをせずにいたずらに保管し続けている場合、破壊業者等の法で定められた者以外の者に引き渡している場合や法第 50 条ただし書の主務省令で定める再生（以下「簡易再生」という。）について主務省令で定める方法・設

備に適合しない再生を行っている場合。

なお、簡易再生の方法・設備等の違反については、フロン類再生業の無許可営業のおそれもあることに留意し、必要に応じて国にも情報共有されたい。

③正当な理由なくフロン類の引取り又は引渡しをしないとき（法第 49 条第 7 項）

（例）第 48 条に規定する指導を受けた後になお必要な行為をしない場合のほか、過去にも他の規定に基づく指導等を受けたにもかかわらず是正措置が執られていない場合や直ちに措置を講じなければフロン類が大気中に放出されるおれがあるなど緊急性がある場合。

④法第 37 条第 4 項若しくは法第 39 条第 6 項の規定又は法第 38 条第 1 項若しくは法第 40 条第 1 項の規定を遵守していないと認めるとき（法第 49 条第 1 項及び第 2 項）

（例）充填証明書又は回収証明書を交付せず又は交付に遅れがある場合（電子情報処理組織を用いる場合には、電子情報処理組織への登録をせず又は登録に遅れがある場合）。

なお、充填証明書又は回収証明書を交付したときでも、充填又は回収をした日から 30 日以内に交付していなければ、交付に遅れがある場合に該当する（電子情報処理組織を用いる場合には、登録をしたときでも、20 日以内にしていなければ、遅れがある場合に該当する）。

⑤法第 45 条第 1 項又は第 2 項の規定を遵守していないと認めるとき（法第 49 条第 4 項）

（例）引取証明書又はその写しの交付又は送付をしない場合、交付又は送付が遅れている場合、交付又は送付先が間違っている場合や保存方法が適正でなく散逸のおそれがある場合。

⑥法第 37 条第 3 項に規定するフロン類の充填に関する基準、法第 44 条第 2 項に規定するフロン類の回収に関する基準又は法第 46 条第 2 項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるとき（法第 49 条第 6 項）

（例）フロン類の充填に関する基準、フロン類の回収に関する基準又はフロン類の運搬に関する基準を遵守していない場合。

なお、フロン類の運搬に関する基準については、充填回収業者の委託を受けて運搬を行う者が遵守していない場合も該当する。

2. 内容

第 3 の 2 に準じて行われたいこと。

3. 登録の取消し等

（1）要件

①不正の手段による登録（第 1 号）

虚偽の申請書や虚偽の添付書類を提出する等、不正の手段によって登録を受けたことが判明した場合がこれに該当する。

②基準への不適合（第2号）

第一種特定製品からのフロン類の回収の用に供する設備が法 29 第条第 1 項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合や適切な回収設備が使用できなくなった場合がこれに該当する。

③欠格要件（第3号）

法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号のいずれかに該当するに至ったとき。

欠格要件とは、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであり、法第 29 条第 1 項において、これに該当する場合には登録を拒否しなければならないとされていることにかんがみ、充填回収業者が欠格要件に該当するに至った場合には、登録を取り消すことが相当であること。

なお、法人の役員等が欠格要件に該当した場合に、法人が取消処分を受けることを免れるため、当該役員を解雇・解任したり、又は役員自らがその地位を辞任することが考えられるが、法第 35 条第 1 項第 3 号が欠格要件に「該当することとなったとき」としてあり、いったん欠格要件に該当した以上、仮に法人の役員等がその地位を完全に辞任したとしても登録を取り消すことが相当であること。

(i) 法第 29 条第 1 項第 2 号の「執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者」とは、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 31 条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）第 8 条により刑の執行の免除を受けてから 2 年を経過しない者等をいうものであること。

(ii) 法又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）の違反者については、罰金以上の刑に処せられた場合には、登録を取り消すこと。

④違反行為

「違反」とは、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為をいい、それによって刑事処分又は行政処分を受けている必要はないこと。したがって、捜査機関による捜査が進行中である場合又は公訴が提起されて公判手続が進行中である場合であっても、違反の事実が客観的に明らかである場合には、留保することなく、速やかに処分を行うべきであること。同様に、刑事処分において不起訴（起訴猶予）の処分が行われた場合であっても、これは犯罪の軽重及び情状、犯罪後の状況などを総合的に判断して検察官が訴追を行わないとする処分を行ったものであって、違反の事実は客観的に明らかであることから、将来にわたる地球環境の保全上の支障の発生又はその拡大の防止を図ること等を目的とする法の趣旨に照らし、厳正な行政処分を行うべきであること。

特に法への違反としては、以下が含まれるものであること。報告の徴収における報告拒否・虚偽報告、立入検査の拒否・妨害・忌避については、たとえ初めての違反であってもその悪質性が高いことにかんがみ、直ちに事業停止等の厳格な処分を実施されたい。

また、充填回収業者が無許可で再生業に相当する行為を行った場合（他人が回収したフロン類の簡易再生等）については、当該行為そのものについて無許可営業として法の処分を受けるとともに、本規定に基づき、登録についても取消しをすること。

- (i) 登録の廃止、変更事由に該当しながら、30日以内に届出を出さない場合（法第31条及び第33条）
- (ii) 充填量及び回収量の記録義務違反（法第47条第1項）
- (iii) 充填量及び回収量の無報告、報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（法第47条第3項及び第91条）
- (iv) 立入検査の拒否・妨害・忌避（法第92条）

法に基づく命令若しくは処分への違反としては、以下が含まれるものであること。これらについては、直ちに登録の取消処分を実施されたい。

- (i) 法第49条に規定する命令に従わなかった場合
- (ii) 事業の一時停止命令に従わなかった場合（法第35条）

（2）取消し等の処分内容

違反行為に対する処分の内容としては、次の処分をもって相当と考えられること。ただし、事案に応じ、本処分内容以上に厳格な処分を行うことは、本指針の趣旨に反するものではない。

また、法への違反行為について罰金以上の刑が確定した場合には、表中③の欠格要件に該当することとなるため、速やかに登録取消しを行うこと。

登録の取消し等の要件	処分内容
①不正の手段による登録（法第103条第2号）	登録取消し
②登録基準不適合	登録基準に適合するまでの間の事業停止 改善が不可能な場合は登録取消し
③欠格要件	登録取消し
④違反行為	
フロン類の充填若しくは回収又は引取り又は引渡しに関する命令違反（法第104条第1号） 業務停止命令違反（法第103条第3号）	登録取消し
業廃止又は変更届出義務違反（法第105条第1号又は第109条第2号） 記録義務違反（法第107条第1号） 無報告、報告拒否又は虚偽報告（法第107条第2号） 立入検査の拒否、妨害又は忌避（法第107条第3号）	事業停止 30日
その他の違反行為	事業停止 10日

(括弧内は罰則の条項)

(3) 登録を取り消された者が保管していたフロン類の取扱い

登録を取り消された者が保管していたフロン類の取扱いについては、法に具体的な定めはないが、登録を取り消された者が自ら再生を行い又は充填することはできないこと、フロン類の不法放出が禁止されていること（法第 86 条）を踏まえれば、再生業者又は破壊業者に引き渡すことが不可欠であるため、登録を取り消された者が保管していたフロン類が適正に処理されるよう指導されたい。

4. 施行規則第 49 条の規定により都道府県知事が認める者に係る認定の取消し

(1) 要件

以下の要件を確実に満たすことをもって認められている者であることから、指導により直ちに是正可能な軽微な不適合はともかくとして、要件を満たさないことが明らかである場合には、当然に認定の取消しを行われたい。

また、法に基づく報告徴収や立入検査の対象となっていないが、任意の報告や立入調査を求めることは可能であり、これらを拒否等する場合には、要件を確実に満たすことが確認されないものとして、認定の取消しを行うことは差し支えない。

- ①フロン類の再生業者又は破壊業者への引渡しに当たってフロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬することが確実であること。
- ②フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から 5 年間保存することが確実であること。
- ③管理者、整備者、廃棄等実施者、引渡受託者又は充填回収業者から、記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じることが確実であること。
- ④毎年度終了後 45 日以内に、施行規則第 49 条第 1 号ニ（1）から（5）に掲げる事項について都道府県知事に報告することが確実であること。

(2) 認定を取り消された者が保管していたフロン類の取扱い

第 5 - 3（3）に準じて行われたい。

第 6. 第一種特定製品引取等実施者への勧告及び命令（法第 49 条）

1. 要件

勧告及び命令の対象となる要件には、以下が含まれるものであること。ただし、天災、事故など不可抗力に起因するやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

①法第 45 条の 2 の規定を遵守していないと認めるとき（法第 49 条第 5 項）

(例) 引取証明書の写しの交付を受けていないなど適法な手続きを経ずに第一種特定製品の引取り等を行っている場合、引取証明書の写しの保存方法が適正でなく散逸のおそ

れがある場合、引取証明書の写しの回付が遅れている場合、引取り等の後に引取証明書の写しの交付を受けている場合。

2. 内容

(1) 勧告

「勧告」とは、正当な理由なく適法な手続きを経ずに第一種特定製品の引取り等を行っている場合に、是正の必要性又は緊急性にかんがみ発動するものであること。

なお、勧告の内容には、単に適法な手続きを行うように勧告するのみならず、既に引取り等を行った第一種特定製品について、当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認し、又は充填されているフロン類を回収することも含むこと。これは、第一種特定製品の管理者に限らず何人であってもフロン類をみだりに放出することを禁止されていることを踏まえれば妥当な内容である。

勧告は、「法第 49 条第 5 項の規定に基づき勧告する」旨を明記した公文書をもって行い、是正すべき内容及びその是正内容に応じた是正までの期限を記載すること。正当な理由なく引取等廃棄等実施者が勧告に従わない場合は、命令の手続きを執ること。

(2) 命令

第 3 の 2 (3) に準じて行われたいこと。

(3) 期限

第 3 の 2 (4) に準じて行われたいこと。

第 7. 報告徴収及び立入検査について（法第 91 条及び第 92 条）

1. 要件

都道府県知事は、法の施行に必要な限りにおいて、その職員に、管理者（廃棄等実施者も同じ。）、整備者、特定解体工事元請業者、引渡受託者、充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）及び引取等実施者に対して、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成 13 年政令第 396 号。以下「施行令」という。）第 5 条に規定のとおり、必要な報告を求めることができる。

また、これらの者の事務所若しくは事業所又は関係する第一種特定製品の設置場所、引取り等を行う場所、解体工事に係る建築物等若しくは解体工事の場所又はフロン類の充填若しくは回収の業務を行う場所について、施行令第 6 条に規定のとおり、必要な立入検査を行うことができる。

対象となる冷凍空調機器が第一種特定製品か否かについては、当該機器の形状、規模及び設置場所等から業務用と考えられるものについては、第一種特定製品ではないことを証明できる資料が提示され確認できない限り、第一種特定製品とみなして差し支えない。

対象となる建築物等には、事業用又は業務用の建築物等は当然に含まれる。第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除き、建築物等の解体工事については、第一種特定製品の設置の有無にかかわらず、報告徴収及び立入検査の対象となることから、

第一種特定製品が設置されていない又は既に撤去済みであることをもって対象から外れるものではないことに留意されたい。

さらに、都道府県知事はその職員に、立入検査を行わせることのできる事務所、事業所等は、当該都道府県の区域内にあるものに限らないこと。なお、他の都道府県の区域内にある事務所等に立ち入る際、特にそれが他の都道府県の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者等、他の都道府県等から許認可を受けた事業者に係る場合には、当該他の都道府県等と事前に十分協議されたい。

2. 報告徴収又は立入検査の忌避等への対処

報告徴収及び立入検査の権限は、相手方が拒否した場合にその抵抗を排除してまで実施することは許されないが、虚偽報告、報告及び立入検査拒否並びに妨害及び忌避については、これらの事実を明らかにして告発を行われたいこと。なお、検査を積極的に拒否する場合でなくとも、実質的に立入検査ができない状態を積極的に生じさせるなど実質的に拒否又は忌避に該当すると判断される場合には、前記同様告発をもって対応されたいこと。

第8. 刑事告発

1. 一般的留意事項

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項において、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている趣旨を踏まえ、捜査機関との十分な連携を図り、積極的に告発を行われたいこと。
- (2) 告発に当たっては、違反行為者の氏名又は名称、違反行為の日時（少なくとも何年何月ころ）、違反行為の対象となった第一種特定製品の種類及び数量、周辺住民からの苦情、違反行為の回数（少なくとも何年何月から何年何月にかけておよそ何回）、違反行為者への過去の指導状況などについて疎明資料をもってできる限り明らかにされたいこと。なお、告発に係る手続を円滑に進めるためにも、告発を行う前には、告発対象となる違反行為の内容等について捜査機関と十分に協議する必要があること。

2. その他留意事項

(1) 特定製品からのフロン類の不法放出禁止違反

特定製品を損壊させている状況、特定製品からフロン類が放出されている状況などが写真やビデオ等で撮影されていること、又は特定製品から放出されている気体を採取することが望ましいこと。

また、メーカーや型式等から当該機器が特定製品であることを確認する必要がある点にも留意すること。

(2) 第一種特定製品の廃棄等に際してのフロン類の引渡義務違反等

必ずしもフロン類が放出された事実を要件としないこと。廃棄等実施者が過失であることを主張した場合においても、使用時の管理状況や廃棄等に係る経緯を十分に確認し、安

易に過失によるものとして見逃すことがないように留意すること。廃棄等された第一種特定製品の取扱いの調査を行い、可能な限りフロン類の不法放出をした者及び当該第一種特定製品の引取り等を行った者を特定し、これらの者についても違反について厳正に対処すること。

なお、引渡義務違反を明らかにできない場合であっても、回収依頼書若しくは委託確認書の不交付又はそれらの写し並びに引取証明書の不保存等も罰則の対象であることに留意すること。

(3) 第一種特定製品の引取り等の禁止違反

必ずしもフロン類が放出された事実を要件としないこと。引取等実施者が過失であることを主張した場合においても、他に扱う機器の処理状況や引取り等に係る経緯を十分に確認し、安易に過失によるものとして見逃すことがないように留意すること。廃棄等された第一種特定製品の排出者等の調査を行い、可能な限り当該第一種特定製品の廃棄等実施者及びフロン類の不法放出をした者を特定し、これらの者についても違反について厳正に対処すること。

(4) 無登録営業

無登録営業に対しては、速やかに登録申請を行わせること、登録取得までは業を停止することを指導すること。これに従わない悪質な事業者に対しては、捜査機関との十分な連携を図り、積極的に告発を行われたい。

第9. 公表

第一種特定製品の管理者が適正な充填回収業者等にフロン類の引渡し等を委託できるよう、行政処分（取消処分、停止命令、命令）を発出した場合には、その内容を積極的に公表されたいこと。この場合、充填回収業者等から非公開を条件として提供された情報などと異なり、充填回収業者等に対し行政処分を行った旨の情報は、第一種特定製品の管理者に対する情報提供を目的として、特段の法令上の根拠がなくとも公表することが可能であること。

公表する内容としては、少なくとも被処分者及び処分の内容が必要であるが、その詳細については、都道府県等が制定する個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断されたいこと。公表の手段としては、行政処分を行った時点で速やかにホームページ等を用いて一定期間公表することが考えられるが、具体的な手法については情報の迅速性や管理者にとっての簡便性を考慮した上で、各都道府県で判断されたいこと。なお、命令については、命令内容の履行がなされた場合にはその旨も公表することが望ましいこと。

加えて、刑事告発を行った場合においては、被告発人の特定につながる情報の有無に十分に検討しつつ、告発の事実について公表することが望ましい。